

医療保険制度改革法案の審議経過について

- 平成27年3月3日 閣議決定、国会へ提出
- 4月14日 衆議院本会議において趣旨説明、質疑
- 4月15日～ 衆議院厚生労働委員会において審議
- 4月24日 衆議院厚生労働委員会において施行日を修正の上、可決
- 4月28日 衆議院本会議において可決
- 5月13日 参議院本会議において趣旨説明、質疑
- 5月14日～ 参議院厚生労働委員会において審議

医療保険制度改革法案の国会審議における主な質疑内容

※ 全国健康保険協会作成

➤ 平成 27 年 4 月 14 日 衆議院 本会議

○岡本充功議員（民主）

～（略）～

次に、協会けんぽの国庫補助負担について伺います。

本法案は、協会けんぽの準備金が法定以上に積み上がった場合、国庫補助を減額して実質的に国庫に返納させる仕組みとしています。保険者機能を發揮して財政健全化をなし遂げたのならば、本来は労使の保険料を下げるべきです。これでは保険者機能の發揮が損なわれるおそれがあります。

国庫補助を維持して、労使の保険料を引き下げることが検討されなかったのでしょうか。あえて保険料を引き下げをせずに、実質的に国庫に返納させることにした理由とあわせてお尋ねをいたします。

～（略）～

○塩崎厚生労働大臣

～（略）～

協会けんぽの財政状況については、ここ一、二年は改善傾向にあるものの、中長期的に見れば、高齢者医療への拠出金の増加等により、逼迫した状況になることが予想されます。このため、短期的な見通しに立って保険料の引き下げを行うことは適切ではないと考えています。

他方、協会けんぽの準備金は法定準備金を超えて積み上がっており、現下の経済情勢、財政状況等を踏まえ、新たに準備金が積み上がる場合には、国庫補助を一部減額することとしております。

～（略）～

○高橋千鶴子議員（共産）

～（略）～

中小の事業所の医療保険である協会けんぽに対する国庫補助は、当分の間一六・四％とされました。しかし、財務省からの圧力もあって、本則規定は、一三％から二〇％の範囲内で政令で定めると、引き下げも想定された規定となっています。

報酬水準が約三百七十万円で推移しているにもかかわらず、協会けんぽの平均保険料率は、リーマン・ショック後、八・二％から一〇％に引き上げられ、中小企業の従業員に重い負担となっています。

むしろ、上限の二〇％の国庫負担にすべきではありませんか。お答えください。

～（略）～

○塩崎厚生労働大臣

～（略）～

協会けんぽの国庫補助率は、平成二十六年までの期限を区切って一六・四％としていましたが、今回、期限の定めをなくして補助率の安定化を図ることとしております。

協会けんぽの財政状況は、なお厳しい状況であるものの、リーマン・ショック直後に比べると改善してきており、現時点において国庫補助率を二〇％に引き上げるような状況にはないと認識をしております。

➤ 平成 27 年 4 月 17 日 衆議院 厚生労働委員会

○伊佐進一委員（公明）

～（略）～

協会けんぽというのは、中小企業、零細企業の被用者の皆さんが入っておりますが、平成二十五年度の準備金残高、いわゆる累積の黒字が六千九百二十一億円になっている。これは二十二年度までずっとマイナスが続いていました。二十二年度で財政特例措置を行って、つまり、国庫補助率を引き上げて一六・四％まで上げました、そしてまた保険料率も一〇％まで上げました、これによってやっと財政が改善されて、今ここまで黒字化されたという状況だ。

では、これは今後どうなるかなんですが、これもまた見通しが暗いと言われております。恐らく、二十八年度には、つまり来年度には単年度収支が再び赤字になるだろう、二十九年度、再来年度には、この準備金の残高、黒字の積み上げというのは法定準備金を下回る、これだけ準備しておきなさいというものを下回るというふうに言われております。

つまり、保険料率も引き上げて国費の投入もふやしたにもかかわらず、改善したのは一時的で、結局またこうやって落ち込んでいく、こうなったとき、まあ来年、再来年の話ですが、そのときに厚労省はどういう対応をされますでしょうか。

○唐澤保険局長

協会けんぽの財政状況についての御指摘でございます。

協会けんぽの財政状況は、その時々を経済情勢、これは賃金の動向でございますけれども、それから医療費の動向に大きく左右されるものでございます。

協会におきましては、この健全な財政運営に資するように、これまでも増して、ジェネリック医薬品、後発医薬品の使用の促進を初めとして、さまざまな医療費の適正化対策に取り組んでいただいているところでございます。

そして、先生から御指摘がございましたように、今、協会では一応非常に厳しいケースについて試算をしております、賃金上昇率ゼロという推移ということなので非常に厳しいケースなのでございますけれども、いろいろな努力をいたしまして、なお今後、準備金残高が法定準備金を下回る、仮にそのようなことが見込まれる場合でございますけれども、これは、協会が現在の平均保険料率を一〇%から引き上げなければならないというようなことも想定しなければならないわけでございます。その場合には、今回の法案におきまして、他の被用者保険の保険料率の動向等を踏まえつつ、協会の国庫補助率について検討するという規定を設けているところでございます。この規定に従って検討をしてみたいと考えております。

○西村智奈美委員（民主）

～（略）～

特に、全面総報酬割で生じる国費を国保に優先活用することについて、これはもう先ほど大西委員からも指摘がありましたけれども、被用者保険関係五団体からは、一貫して強い反対が訴えられているわけでありまして。それにもかかわらず、今回は、結論ありきのような乱暴な議論を強行したのではないかというふうに言わざるを得ませんが、こういうようなやり方で本当に納得してもらえるのか、どういうふうに関係者に納得をもらおうというおつもりなのか、大臣の考えを伺います。

○塩崎厚生労働大臣

～（略）～

今回の与党内の審議のプロセスを見ても、全体としては、そういった、今、乱暴なというお話でありましたけれども、乱暴さを感じるような対立、対決のお話し合いが、そう激しかったというふうには聞いていないわけでありまして、特に全面総報酬割の導入については、昨年四月以降、被用者保険者の代表を含む社会保障審議会医療保険部会において、全面総報酬割の導入に伴う被用者保険者の負担軽減策を含めて、議論を行ってきたわけでご

ざいます。これは四月の二十一日から五月の十九日までずっとやっております、決して急にやって一気に通したみたいなことではないということをお願いしておかなきゃいけないと思います。

それから、厚生労働大臣が被用者保険者の代表の方々と直接面会をするという機会も実はありまして、私自身、ことしの一月十三日に、健保連の大塚会長と意見交換をさせていただきました。それから、事務方も、被用者保険者の主催する会合へ出席するなど、丁寧に説明を行ってきたところございまして、私どもとしては、さまざまな機会を捉えて、被用者保険の関係者とできる限り丁寧に議論を行ってきたところでございます。

○西村智奈美委員（民主）

大臣は、丁寧にやってきたというふうに胸を張っておっしゃるかもしれませんが、しかし、ことしの二月の二十日にこの五団体が意見書を出して、ここに大変強い言葉で、容認できないですとか、いろいろなことを言われているということでございますので、この議論に参加していた方の受けとめと大臣の受けとめでは、やはりそこは大きな差があると言わなければならないと思います。

私は、ここは、関係者の皆さんの思いはしっかりと受けとめて大臣にはやっていってもらいたい。そういう意味では、やはりこれまでの議論の経過は不十分なものだったというふうなことは指摘をしておきたいと思います。

～（略）～

○西村智奈美委員（民主）

～（略）～

続いて、協会けんぽへの国庫補助について伺いたいと思います。

当分の間、国庫補助率が一六・四％、本則では下限を一三％にする、引き下げることになっています。また、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合には、新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する特例措置を講ずるということでもあります。

まず、この一三％への引き下げなんですけれども、これはどうして引き下げられるのでしょうか。

中小や零細企業が協会けんぽの主たる加入者で、所得水準はやはりまだ低いままである。アベノミクスとって浮かれているのは、ほんの一部である。財政基盤が脆弱であるために、協会けんぽは、これまで、平均保険料率一〇％という高い保険料率を維持して頑張ってきたわけですね。その結果、一時的に法定を超過する準備金が積み上がった状態となっているわけなんですけれども、だけれども赤字構造というのは変わらないわけですね。

今回、国庫補助率の本則の下限を何でわざわざ一三％に引き下げなければならないのか、明確な理由をお答えいただきたいと思います。

○塩崎厚生労働大臣

今出ました協会けんぽの国庫補助率につきましては、現行の制度では、本則に、一六・四％から二〇％までの範囲内で政令で定める割合、こう書いてありまして、実際には、附則において、当分の間一三％というふうに規定をされておいて、平成四年度以降、この附則が実質的な効力をずっと持ってきて

たわけでございます。

今回、約二十年間にわたって国庫補助率が一三%とされた経緯を踏まえて、本則においては一三%から二〇%までの範囲内と規定することといたしま
すけれども、実質的な国庫補助率の効力を持ちます附則規定については、当分の間一六・四%と規定をいたすことで、協会の国庫補助率を安定化させる
こととしたいと考えているところでございます。

○西村智奈美委員（民主）

要は、これまで附則が一三%だったから、そのまま持ってきて本則の下限にしましたというだけの話なのかなと思うんですけれども、何かこれで本当に合理的な理由と言えるのかどうか、私は甚だ疑問に思います。逆に言うと、では、何でこれまで本則の下限が一六・四%だったのかなということも疑問になってくるわけであります。

それは一つの問題といたしまして、次に特例措置について伺いたいと思うんですけれども、そもそも、保険制度は単年度収支の均衡を図りながら運営
されるべきものであると思います。法定を超えて準備金が積み上がった場合には、本来は、保険料率を引き下げて被保険者に還元すべきではないかと思
うわけです。

しかし、今回は、高い保険料率を維持させておく一方で、国庫補助を削減しようとしています。これは、保険給付を推計して必要な保険料を設定する
という保険者機能の発揮を阻害させるものではないかというふうに思います。

こういった経過をずっと見ていきますと、国は、協会けんぽの保険料率最低ラインを将来にわたって一〇%の水準で固定化するつもりなのかというふ
うに思ってしまうわけなんですけれども、大臣は、協会けんぽの保険料率についてはどう考えておられるんですか。

○塩崎厚生労働大臣

今、協会けんぽの保険料率のお話が出ましたが、現在、平均保険料率が一〇%という水準は被用者保険の中でもどちらかという高い方でありまして、
これ以上の引き上げは厳しいという御意見があることを承知しているわけでございます。

今回の制度改革において、協会の国庫補助率を当分の間一六・四%と規定をするわけでありまして、そのことによって国庫補助の安定化という
ものをまず図ることとした上で、現下の財政状況や経済情勢などを踏まえてみると、協会の準備金が法定準備金を超えて積み上がる場合に限って、新た
に積み上がる分の一部を翌年度の国庫補助から減額するという特例措置を講ずることとしたものでありまして、言ってみれば、法定準備金を超えて積み
上がった場合の税金で積み上がった部分はお返しをいただくということにしたわけでありまして。

今、保険料の将来の水準についてお話がありましたが、それは、私が今答えるようなことではないんじゃないかなというふうに思います。

➤ 平成 27 年 4 月 23 日 衆議院 厚生労働委員会（参考人意見聴取）

○花井参考人（連合）

～（略）～

第二は、全面総報酬割の導入と、そのことによって生じる国庫補助の使い道についてです。

全面総報酬割については、高齢化の進行で拠出金の負担増が避けられない状況にある中、被用者の保険者間の支え合いという観点からは所得再分配機能の強化が必要であること、また、短時間労働者への社会保険の適用拡大を推進していく上で加入者割では所得水準の低い保険者の負担が重くなること、これらの理由からやむを得ないと判断いたしました。

しかし、被用者保険では、保険料収入に占める高齢者医療への拠出金の割合は平均で四割強であり、既に五割を超えている健保組合も多数存在しています。非常に厳しい財政状況になっていると言えます。

これまで、保険料の引き上げや加入者の健康増進、医療費の適正化など、労使でさまざまな努力を積み重ねてきたにもかかわらず、財政の硬直化が進み、保険者機能の発揮が困難になっています。

一方で、頻回受診や多剤投与の是正、重複投薬や残薬の削減、後発医薬品の使用促進、生活習慣病対策の強化など、国の医療費適正化の取り組みは不十分です。また、病床数は都道府県によって大きな地域差があり、病床数が多い地域ほど医療費も高いという傾向が見られます。この地域差の要因は、十分に解明されていないというふうに思います。

加えて、大都市の国保を中心に、保険料を低く抑えつつ、法定外繰り入れで決算の補填をしている実態もあります。

こうした課題への取り組みを抜本的に強化することなく、被用者保険にさらなる拠出を求めることについて、政府より納得できる十分な説明はされていません。

そもそも、職域保険の被用者保険と地域保険の国保との間には、稼得形態、所得捕捉、保険料設定のあり方など、違いがあります。今回、全面総報酬割導入によって生じる国庫補助の多くを国保の財政安定化の財源とすることは筋違いであるというふうに考えております。国保に対する国の財政責任を被用者保険の負担増に転嫁するものであり、国費の肩がわりという以外にないかと思えます。

連合を初め、経団連、日商、健保連、協会けんぽの被用者保険関係五団体は、このような財源の捻出策は容認できないとする意見書を二回にわたり提出してまいりましたが、顧みられることはありませんでした。労使、保険者の意思が反映されないまま法律案が国会に提出されたことは、極めて問題が大きいと思います。

連合は、この国費の肩がわりの撤回を強く求めます。

～（略）～

第五は、協会けんぽについてです。

協会けんぽには、中小零細企業で働く人が多く加入しており、財政基盤は脆弱です。今回、国庫補助率を一六・四％で当分の間維持することは評価いたしますが、本則の下限を一三％に引き下げることには合理的な理由は見当たりません。

また、法定を超過する準備金残高に応じて国庫補助を削減するとされていますが、これは保険者機能の発揮を阻害するものです。

～（略）～

最後に、幾つかの要望を述べたいと思います。

まず第一に、今後も高齢化が進行していく中で、現行の高齢者医療制度では、現役世代からの高齢者医療への拠出金はますます増加することになります。根本的な解決のためには、高齢者医療制度の抜本改革が必要と考えます。ぜひ今法律の検討規定に盛り込むよう要望いたします。

～（略）～